（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（公開買付開始公告の掲載事項） **第四条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］	（公開買付開始公告の掲載事項） **第四条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　次に掲げるいずれかの事項 イ　公開買付けに係る自己の株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。）の取得についての会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会の決議の内容若しくは取締役会の決議の内容又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び価額の総額 ロ　上場株券等の発行者である外国会社（以下「外国会社」という。）による公開買付けに係る自己の株式又は投資口の取得についての取締役会、株主総会又は役員会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び価額の総額 五・六　［同上］
四・五　［略］ （外国会社の代理人） **第四条の二**　上場株券等の発行者である外国会社（以下「外国会社」という。）は、公開買付けに関し、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定により公開買付届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であって、当該公開買付けに関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。 （あん分比例の方式） **第二十一条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちに占める買付け等をする上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。）未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。 ［2・3　略］ 4　第一項において一株とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあっては当該一単元の株式の数とする。	（外国会社の代理人） **第四条の二**　外国会社は、公開買付けに関し、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定により公開買付届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であって、当該公開買付けに関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。 （あん分比例の方式） **第二十一条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちに占める買付け等をする上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。 ［2・3　同上］ 4　第一項において一株とは、会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあっては当該一単元の株式の数とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。